

令和 6 年 9 月 12 日現在

機関番号：32606

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21H00822

研究課題名（和文）戦時教育令と教育の崩壊過程に関する総合的研究

研究課題名（英文）Comprehensive research on wartime education orders and the process of collapse of education

研究代表者

斉藤 利彦（Saito, Toshihiko）

学習院大学・文学部・名誉教授

研究者番号：20178495

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 10,900,000円

研究成果の概要（和文）：「戦時教育令」は、アジア・太平洋戦争末期の1945年5月22日、「殆んど異例とも申すべき特別の御上諭を拝して」公布され同日に施行された、戦前期最期の教育勅令である（勅令第320号）。学徒に対し防空防衛、軍需生産、食糧増産など日夜挺身することを命じ、全ての学校に「学徒隊」を組織した。また、戦時に「死亡シ若八傷痕ヲ受ケ」た学徒について、正規の期間在学しなくても卒業させ得るとした。本研究では、枢密院を中心とする本令の成立過程、枢密院審査委員会での議論の分析、「上諭」を含む本令の構造と各条文の分析を行った。さらに本令が実際にはたした役割と意味の分析を、各地の新聞や学校日誌の記事等から検討を進めた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「戦時教育令」に関し、先行研究では、その成立から廃止（1945年10月5日勅令第564号）に至るまでの全過程と、本令のはたした現実の役割の全体的な考察は全く進められてこなかった。本研究では、本令の成立過程や背景、枢密院審査委員会での議論と論点の分析、および「上諭」を含む本令の構造と各条文の分析を行った。さらには、本令が実際にはたした役割と意味について、具体的には各府県における本令の受容とその過程、そして具体的な学校現場への本令の浸透と影響を、国民学校、中等学校、高等教育機関の「学校日誌」「教務日誌」「当直日誌」「寮務日誌」等における「戦時教育令」「上諭」に関する記述の解明を通して検討した。

研究成果の概要（英文）：The "Wartime Education Ordinance" was promulgated on May 22, 1945, at the end of the Asia-Pacific War, and came into effect on the same day, and is the last educational edict of the prewar period (Imperial Ordinance No. 320). Students were ordered to volunteer day and night for urgent wartime tasks such as air defense, munitions production, and increased food production, and "student corps" were organized in all schools. It also stated that students who "died or suffered injuries" during the war could be allowed to graduate without having to attend the school for a regular period of time. In this study, we extensively searched for historical materials related to this ordinance, analyzed the process by which this ordinance was established centering on the Privy Council, and analyzed the structure of this ordinance including the "Shangyu" and each article. Furthermore, we proceeded with an analysis of the actual role and meaning of this ordinance.

研究分野：近代日本教育史

キーワード：戦時教育令 学徒隊 訓令第二号 決戦教育措置要綱 国民義勇隊

### 1. 研究開始当初の背景

戦時教育令は、アジア・太平洋戦争末期の1945(昭和20)年5月22日、勅令第320号をもって公布され同日に施行された。これより先の同年3月18日、政府は「決戦教育措置要綱」を閣議決定し、予測される本土決戦に備え全学徒の総動員と、国民学校初等科以外の学校における1946年3月31日までの授業の原則停止を指示していた。まさに、教育の崩壊過程が全国的規模で進んでいた。

こうした戦時教育令に関し、先行研究では、戦争末期という非常時における、いわば戦時立法的なものとしてとらえられ、その成立から廃止(1945年10月6日勅令第564号)に至るまでの全過程と本令のはたした現実の役割の総合的かつ全体的な考察は進められてこなかった。

### 2. 研究の目的

戦時教育令は、アジア・太平洋戦争末期の1945(昭和20)年5月22日、「殆んど異例とも申すべき特別の御上諭を拝して」公布され同日に施行された。学徒に対し防空防衛、軍需生産、食糧増産、重要研究など戦時に緊切な要務に日夜挺身することを命じ、そのために「学徒隊」を組織化した。また、卒業認定に関し、戦時に「死亡シ若ハ傷痕ヲ受ケ」た学徒について、正規の期間在学しなくても卒業させ得るとした。

本研究の目的は、本令の前提となった「決戦教育措置要綱」を含む決戦下の一連の諸施策との関係等の、本令の成立過程や背景、実施の経緯、その中から生み出された実態等にわたる全体的・本格的な考察と分析を、当時の教育の崩壊過程との関連を視野に入れ進めていくことを目的とする。

### 3. 研究の方法

まずは本令の制定過程に即した実証的な調査と分析を行った。

次に、先述のように、本令は学徒に対し防空防衛、軍需生産、食糧増産、重要研究など戦時に緊切な要務に日夜挺身することを命じている。この戦争最末期において、それは具体的に学校現場でどのような様相をもって実施されたのかの解明を行なっていく。

さらには、上記の点の解明にあたって、本プロジェクトでは、本令における「学徒隊」の結成指令に前後して起こった、本土決戦体制下での重要な三つの動きと関連して考察を進めていく。

一つは、本令とほぼ並行して打ち出された「国民義勇隊組織ニ関スル件(3月23日閣議決定)」と「状態急迫セル場合ニ応スル国民戦闘組織ニ関スル件(4月13日閣議決定)」による「国民義勇隊」の創設・編成と「学徒隊」の編成・動員との関係の具体的な経緯と動きを明らかにすることである。

二つめは、上記「状態急迫セル場合ニ応スル国民戦闘組織ニ関スル件」で定められた、「国民義勇隊」を「国民戦闘組織」としての「国民義勇戦闘隊」へと転化させ、さらにはこの「国民義勇戦闘隊」を「皇軍」として法的に根拠づける「義勇兵役法(6月22日)の公布と施行が行われたこととの関係である。

三つめは、当時の「学徒隊」に課された教育・訓練の具体的な様相と実態について調査と考察を進めていくことである。その手がかりとして着目するのが、戦時教育令の前後に相次いで出され、本土決戦での戦闘力錬成を目的とした「学徒隊錬特別措置要綱(文部省体育局の通達4月4日)」と「学徒軍事教育特別措置要綱(文部次官通牒4月20日)」である。

### 4. 研究成果

「戦時教育令」は、学徒に対し防空防衛、軍需生産、食糧増産、重要研究など戦時に緊切な要務に日夜挺身することを命じ、そのために「学徒隊」の結成を指令した。「上諭」が付され(後述)、全6条から成っており、第1条で、学徒の本分を「戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スル」と示し、第2条で教職員の使命と任務を規定している。第3条以下の内容の特徴は、全学徒を直接決戦に緊要なる業務に総動員する。そのために「学徒隊」(従来の学校報国隊に替わるもの)を組織化する(第3条)。学校教育の教科目及び授業時数について特例を設け得るとした(第4条)。卒業認定に関し、戦時に「死亡シ若ハ傷痕ヲ受ケ」た学徒などについて、正規の期間在学しなくても卒業させることができるとした(第5条)。対象とされたのは当時の「内地」「朝鮮」「台湾」「関東州」「満洲国」「南洋群島」の全学徒と教職員であった(第6条)。

さらに文部省令第9号「戦時教育令施行規則」が本令と同日公布され、上記 に関し詳細な規定がなされた。特に については、最高学年に在学する学徒で、徴集、召集等の事由により軍人(陸・海軍の学生・生徒を含む)となった者、また戦時に緊要なる業務に挺身して死傷した者については、学校長が卒業認定をすることができるとした。このように、本令は、学徒の死傷をも現実の前提とする、未曾有の内容をもつものとして登場した。

第一に、こうした戦時教育令の制定過程に即した実証的な調査と分析を行った。本令は、政府による勅令案の枢密院への諮詢の奏請、枢密院本会議での議論と可決、閣議決定による上奏と裁可の一連の経緯を経て制定されたものであるが、その過程に関しては一切の解明がなされていない。しかし、これまでの本プロジェクトの調査によって、枢密院での審議に関しては国立公文書館所蔵の資料を見出した。それをふまえ、1)同公文書館における継続的調査、2)関連する軍の

側の資料を防衛省防衛研究所資料室等で調査・収集、3)当時の新聞報道等のメディアの精査と分析、を行い、本令への中央の動向や世論・教育界の受けとめ等も解明した。

第二に、本令は学徒に対し防空防衛、軍需生産、食糧増産、重要研究など戦時に緊切な要務に日夜挺身することを命じている。この戦争最末期において、それは具体的に学校現場でどのような様相をもって実施されたのかの解明を行なった。

学徒の勤労働員に関し、すでに文部省は軍動員の増加に伴い次々と動員を強化し、「学徒戦時動員体制確立要綱」(43年6月)、「決戦非常措置要綱二基ク学徒動員実施要綱」(44年3月)そして44年8月には「学徒勤労令」を「女子挺身隊勤労令」と同日に公布したが、しかしながら、これらの諸施策は、連合国の本土上陸が必至となり、日本本土での戦闘体制の構築が本格的に構想・実施される以前の諸方策であったことに特に留意した。

この点で、軍事史における通説が示すように、日清・日露戦争を含めすべて国外での侵攻作戦に終始してきた日本の軍と政府にあって、本土防衛の戦略と実際の備えは貧弱なものであり、本土決戦体制の構築が本格化するのには「帝国陸海軍作戦計画大綱」(1945年1月20日)や「決号作戦準備要綱」(同4月8日)等の決定以後の、まさに1945年に入ってからであったことに注目した。したがって、本研究では、本令における学徒への「戦時に緊切な要務」の要請を、それまでの戦時体制の延長上にあるものにとらえるのみならず、本土決戦必至となった決戦下の状況との関連をとらえ、それがいかなる具体的な形であらわれたのかの分析を進めた。

そのために、この時期の軍と政府による様々な施策が、戦争最末期の「学徒隊」と学徒動員の実態とどう結びついていたのかを考察した。その方法として、1)まずはこの時期の各『府県教育史』と各『学校史』における戦時教育令に関連する記述と資料をプロジェクトで精査した。2)その際、これまでの調査で「学校義勇戦闘隊」の資料述を熊本県と宮崎県で見いだしているが、まずは米軍の本土上陸が予想された九州南部や四国、東海・関東の太平洋岸の地域・学校を重点的に調査し、3)さらに漸次範囲を広げ、全体的動向と地域・学校の動向を関連づけて検討を進めた。

第三に、上記の点の解明にあたって、本プロジェクトでは、本令における「学徒隊」の結成指令に前後して起こった、本土決戦体制下での重要な三つの動きと関連して考察を進めていった。

一つは、本令とほぼ並行して打ち出された「国民義勇隊組織二関スル件」(3月23日閣議決定)と「状勢急迫セル場合二応スル国民戦闘組織二関スル件」(4月13日閣議決定)による「国民義勇隊」の創設・編成と「学徒隊」の編成・動員との関係の具体的な経緯と動きを明らかにした。文部省による「戦時教育令の解説」では、「問 学徒隊と国民義勇隊との関係はどうなるか。」に対し、「答 学徒隊は国民義勇隊と別個の組織であるが、一面その組織以て国民義勇隊となる。この場合、学徒義勇隊と呼称する。」とされている。

この「学徒隊」および「学徒義勇隊」が、具体的にどのように組織され、どのような活動を行ったのか、この点に関し、従来の「校友会(学友会)」や、「学校報国団ノ体制確立方」(1941年8月)により改編された「学校報国団」と比べ研究はきわめて乏しかったといわざるを得ない。本研究は、「学徒隊」に関する中央の動向のみならず、地域資料や各学校の校内資料を調査することを通じて「学徒隊」の実際の具体的な動きを調査・検討した。

二つは、上記「状勢急迫セル場合二応スル国民戦闘組織二関スル件」で定められた、「国民義勇隊」を「国民戦闘組織」としての「国民義勇戦闘隊」へと転化させ、さらにはこの「国民義勇戦闘隊」を「皇軍」として法的に根拠づける「義勇兵役法」(6月22日)の公布と施行が行われたこととの関係である。この兵役法では、15歳以上~60歳以下の男子のみならず17歳以上~40歳以下の女子にも「義勇兵役」を課す未曾有の改革が実施されたが、その中で「学徒義勇隊」も「学徒義勇戦闘隊」への改編が進められた。この、「学徒義勇戦闘隊」の編成の実態に関しては、資料の欠落により研究はほとんど進められていないが、まずは「国民義勇戦闘隊」との関連で資料を調査を行った。これまでの調査において、「陸密第四二〇九号国民義勇隊等ノ国民義勇戦闘隊ヘノ転移準備要綱二関スル件通牒昭和二〇年六月二三日」を始め、京都府公文書館(歴彩館)所蔵「京都地区司令部複製国民義勇戦闘隊教令(案)昭和二〇、六、二〇」「極秘京都地区司令部地方二設クル国民義勇戦闘隊ノ編成準備二関ル細部指示(案)」、また福井県公文書館所蔵「軍事機密国民義勇戦闘隊招集実施業務書」「福井地区指令部調整国民義勇戦闘隊動員計画等二関スル規程」等を見いだした。

さらには、左の写真のように宮崎県と熊本県における学校ごとの「学校義勇戦闘隊」編成に関する資料を見出した。こうした各地の公文書館等の資料を発掘し「学徒隊」の実態に関する実証的な研究を進めていった。

三つは、当時の「学徒隊」に課された教育・訓練の具体的な様相と実態について調査と考察を進めたことである。その手がかりとして着目するのが、戦時教育令の前後に相次いで出され、本土決戦での戦闘力錬成を目的とした「学徒体錬特別措置要綱」(文部省体育局の通達4月4日)と「学徒軍事教育特別措置要綱」(文部次官通牒4月20日)である。さらには、「女子学徒ノ薙刀及護身法二関スル件」(8月)および「女子護身法中突蹴ノ解説」(8月)も出されている。訓練項目の「白兵戦技」では、「手榴弾投擲」「銃剣術」「剣道」「柔道」等が課されており、どれも敵兵との接近を想定した本土決戦での戦闘行動であった。

女子に関しては、薙刀の代わりに丸太を使った斬撃訓練を行うこととされていた。こうした女子学徒を含めた「学徒隊」の戦力化を図る諸方策の策定が実際にどのように学校現場に浸透していたのか、『学校史』や校内資料や等の精査を通じ、その実態の解明を進めていった。

第四に、本令の重要性を端的に示すものは、先述の「戦時教育令の解説」(文部省)が記すように、「戦時教育令は殆んど異例とも申すべき特別の御上諭を拝して」(『週報』446号、1945年6月6日)公布されたことであり、その歴史的意義の分析を進めた。

「上諭」とは君主が臣下に告げ諭す文書として、法律や勅令の公布に際し、条文の前に法令の精神、制定の経緯等を付するものである。それでは、なぜ「戦時教育令」の「上諭」は、文部省自らが述べるように「異例」であり「特別」であったのか。

まずは、本令のように「上諭」が付されたのは、公布当日の朝日新聞や読売報知新聞等の記事が示すように、「今回のごとく特別の上諭を拝したのは憲法の上諭は別として勅令としては臨時教育会議官制、教育審議会官制、臨時外交調査会官制、枢密院官制のみで今回を以て五回目とする」として、五例しかないことに注目した。本令がいかに重要な意味をもつものとして発せられたのかを明確に示すものである。

その「上諭」の内容は、冒頭の「皇祖考曩ニ國體ノ精華ニ基キテ教育ノ大本ヲ明ニシ一旦緩急ノ際義勇奉公ノ節ヲ効サンコトヲ諭シ給ヘリ」から始まるものであった。ここで「皇祖考曩ニ... 諭シ給ヘリ」と示されているように、「上諭」は、皇祖の代にまで遡り、「國體ノ精華」に基づく教育の根本則(「教育ノ大本」)を示すものであった。まさに「戦時教育令」が示す教育理念は、皇祖以来の天皇制の淵源から出来たものと位置づけられており、「教育ノ大本」とはそのような意味であったことが重要である。その上で、「教育勅語」を引用し、「教育ノ大本」をさらに具体化するものとして提示したのである。

さらに、上記と関連して重要な点が指摘される。発する主体の問題である。他の「上諭」は以下のように、現天皇としての「朕」が主語となっていた。

- ・「大日本帝国憲法」の「上諭」:「朕祖宗ノ遺烈ヲ受ケ」
- ・「臨時教育会議官制」の「上諭」:「朕中外ノ情勢ニ照シ国家ノ将来ニ稽ヘ」
- ・「教育審議会」の「上諭」:「朕文物ノ進運及中外ノ情勢ニ鑑ミ」
- ・「臨時外交調査会官制」の「上諭」:「朕、時局ノ擴大ニ鑑ミ、永遠ノ利害ヲ慮リ」
- ・「枢密院官制」の「上諭」:「朕元勳及練達ノ人ヲ撰ミ國務ヲ諮詢シ其啓沃ノ力ニ倚ルノ必要ヲ察シ」

「教育勅語」も、「朕惟フニ」から始まり、主語は「朕」に他ならない。しかるに、「戦時教育令」の「上諭」のみは、「皇祖考」として、天皇の遙か祖先が主語をなしている。

その点でも、まさに「殆んど異例とも申すべき特別の御上諭」であったのである。このことが、何を意味するのかの検討を行った。

「戦時教育令」は、皇祖皇宗の遺訓に基く皇運扶翼の奉戴こそ「国體ノ精華」であり、「教育ノ本体」もそこにこそあると示した。

それは同時に、「戦時教育令」が、その理念を「戦時」に特別のものとして提示するのではなく、「皇祖」の代にまで遡って意味づけようとしたということに他ならない。天皇制権力は、そうまでして自己の正当性と「教育ノ大本」を意味づけ正当化しようとしたのであり、その危機意識がいかに著しくかつ深刻なものであったのかを示すものといえよう。

この点では、本令と同日に、以下のような「文部省訓令」第二号が出されたが、そこでも深刻な危機意識が如実に示されていた。

文部省訓令第二号

直轄学校、公立私立ノ大学、高等学校及専門学校、  
東京都、北海道庁、樺太庁、府県

大東亜戦争勃発以来茲ニ三年有半我ガ将兵力戦敢闘ハ克ク皇国神武伝統ヲ中外ニ発揚シタリト雖モ巨大ナル物量ヲ以テスル敵ノ反噬漸ク増大シ来レルニ加ヘテ歐洲ニ於ケル情勢急転シ独逸ノ俄カニ潰滅スルアリ独り大東亜ニ毅然タル我ガ国ニ対シ敵ハ全攻撃力集中スルヤ必至ノ情勢トナレリ既ニ危急ナル戦局更ニ深刻緊迫度ヲ加ヘ皇国ノ存立東亜保全雙ナガラ危殆ニ瀕シ世界ノ道義亦地ニ墜チントス

此ノ重大ナル秋ニ当リ戦時教育令ヲ御制定アラセラレ戦時於ケル教育ノ目標並ニ教職員及学徒使命ヲ昭示シ給フ畏キ大御心ヲ拝シ教職員及学徒固ヨリモ文教携ハル者ニシテ恐懼感激一死以テ大任ヲ遂行シ狂瀾ヲ既倒ニ回サンコトヲ誓ハザル者アランヤ須ク本令ニ則リ速カニ学徒隊ヲ編成シ若キ学徒ノ総力ヲ茲ニ結集シテ国難突破ニ一途邁進セザルベカラズ

惟フニ学徒隊運営ノ主眼トスル所其ノ一ハ教職員及学徒ノ忠誠護國ノ至念ナリ此ノ念ニシテ熾烈ナランカ積極敢為ノ風自ラ漲リ旺盛ナル責任感湧然トシテ興起スベシ其ノ二ハ上下僚友熱鉄ノ如キ團結心ナリ此ノ心ニシテ強固ナランカ捨私奉公ノ修練自ラ成リ團結ノ威力ハ生産防衛ニ余ス所ナク發揮セラルルニ至ルベシ其ノ三ハ共励切磋シテ求道研鑽息マザル志ナリ行学一致作業ニ於テ人ノ範トナリ智能ノ鍊磨ニ於テ学徒ノ真髓ヲ發揮スルハ固ヨリ容易ノ業ニ非ズ宜シク師弟心ヲ一ニシ寸陰ヲ借ミテ努力奮勵倦マザルベシ

抑々我ガ国学制頒布以来茲ニ七十有余年今ヤ戦局危急ニ際シ教育史上未曾有ノ轉換ヲ敵前ニ断行セントス此ノ事若シ成ラズンバ教育ノ精華遂ニ空シク泥土ニ委スルニ至ラン任ヲ教職ニ受クル者思フ茲ニ致シテ薫化啓導ノ職責ヲ全ウスベシ皇国ノ安危ハ正ニ学徒ノ雙肩ニ在リ今ニシテ奮起セズンバ皇国ノ必勝ヲ念ジ後ニ続く者アルヲ信ジテ散華セル幾多勇士ノ忠靈ニ応フルノ道ナキヤ奈何セン若キ熱血ヲ打ツテ滅敵ノ一丸ヲラシメ特別攻撃隊諸勇士ニ後ルルコトナカラシムルヤウ学徒隊ノ組織及運営ニ渾身ノ力ヲ竭シ万遺憾ナキヲ期スベシ

昭和二十年五月二十二日

文部大臣太田耕造

このように、「敵ハ全攻撃力集中スルヤ必至ノ情勢トナレリ」「戦局更ニ深刻緊迫度ヲ加ヘ皇国ノ存立東亜保全ニガラ危殆ニ瀕シ」という深刻な危機意識が表出されている。

同時に、「皇国ノ必勝ヲ念ジ後ニ続く者アルヲ信ジテ散華セル幾多勇士ノ忠霊ニ応フルノ道ナキヲ奈何セン」と、「散華」した若者の「忠霊」を前面に押し出し、「特別攻撃隊諸勇士ニ後ルルコトナカラシムル」とするのである。

そうした状況の下で、「殆んど異例とも申すべき特別の御上諭」が発せられたのであり、それが故に「教職員学徒八固ヨリ、苟モ文教ニ携ハル者ニシテ恐懼感激一死以テ大任ヲ遂行」することが歴史的至上課題として求められるというのである。かくして、「狂瀾ヲ既倒ニ回（めぐ）ラサンコトヲ誓ハザル者アランヤ」という名文句まで吐かれるに至ったのである。

さらには、「我が国学制頒布以来茲ニ七十有余年」と記していることが重要である。それは、「戦時教育令」が「皇祖」以来の悠久の歴史性をふまえると同時に、「学制頒布」及び「教育勅語」に発する近代天皇制公教育制度の歴史過程にも正統に位置づけることを強調するためであった。

上記のように、「戦時教育令」の公布によって、学校現場においては「上諭奉読」を中心とした儀式の体制が構築された。それらに生徒を参列させることにより、「一死大任に殉ず」「死地に勇んで出て行く」という、学徒の崇高なる使命を自覚させることが追求された。

これら一連の儀式を含んだ「戦時教育令」は、端的に言うなら、すべての学徒に「皇国のためには、喜んで死地に向ふの精神」を喚起し、かつ覚悟させること、名誉の死であれば最高学年に在学せずとも卒業を認める等の意味づけと法的根拠を成立させた。その点では、まさに学徒たちに対する「死の教育勅令」と言うべきものであったことを明らかにした。

そこでは、日本近代がまがりなりにも成立させてきた教育と学校のレゾンデートルのすべてが、軽々と無に帰されたといつてよい。天皇制公教育が最終的にたどり着いた帰結とは、このような姿であったことが改めて認識させられる。

今後、この最期の教育勅令となった「戦時教育令」の全貌を含め、さらには「上諭」が戦後の資料編纂過程において捨象されてしまったという欠落を取り戻し、天皇制公教育の最末期に何が行なわれ、児童・生徒・学生たちに何が強いられていったのかを、実証的に明らかにしていく研究が進められていくことが求められている。天皇制公教育の一応の崩壊から 80 年になろうとしている今日でも、天皇制公教育の歴史研究は、それなしでは終了しないのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 齊藤利彦
2. 発表標題 戦時教育令の成立と地方への浸透
3. 学会等名 地方教育史学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 逸見勝亮
2. 発表標題 東京航空計器（川崎市）への水沢高等女学校3年生の勤労働員
3. 学会等名 地方教育史学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 前田一男
2. 発表標題 戦時教育令下における国民学校教育実践 - 「学校日誌」を手がかりに-
3. 学会等名 地方教育史学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

本研究の成果として、研究成果報告書『「戦時教育令」と教育の崩壊過程に関する総合的研究』を、研究代表者・分担研究者の全員の論文により2024年3月に刊行した。論文編(228頁)に加え資料編229頁となっている。論文編の構成は以下である。(字数の関係で、節以下は一部省略、以降はタイトルのみ)

最期の教育勅令「戦時教育令」と天皇制公教育の終焉(斉藤利彦)

- 1 「戦時教育令」の成立
- 2 「戦時教育令」の制定過程
  - 1) 三大臣による閣議要請の請議
  - 2) 「戦時教育令」請議案におけるタイプ文字の欠落
  - 3) 枢密院官制に基づく審議と経過
  - 4) 審査委員と審査の論点
- 3 「戦時教育令」の全国への浸透 「上諭」との関連で
- 4 学校現場における「戦時教育令」(上諭)の浸透
 

「学校日誌」「教務日誌」「当直日誌」「内務日誌簿」から  
 天皇制公教育思想と戦時教育令 「大御心の奉体」概念に着目して (森川輝紀)

破局化する学徒勤労動員  
 岩手県立水沢高等女学校生徒の通年動員の事例 (逸見勝亮)

IV 「戦時教育令」下における国民学校教育実践と教師 (前田一男)

「学徒隊」の構想とその具現  
 1939～45年の「有事即応態勢確立」論議に着目して (須田将司)

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	須田 将司 (Suda Masashi) (00549678)	学習院大学・文学部・教授  (32606)	「戦時教育令」下における学徒隊の結成と活動の分析
研究分担者	逸見 勝亮 (Henmi Masaaki) (20002321)	北海道大学・大学文書館・学術研究員  (10101)	「戦時教育令」下における学徒勤労動員の分析
研究分担者	森川 輝紀 (Morikawa Terumichi) (20008741)	埼玉大学・教育学部・名誉教授  (12401)	「戦時教育令」と天皇制公教育思想の分析
研究分担者	前田 一男 (Maeda kazuo) (30192743)	立教大学・名誉教授・名誉教授  (32686)	「戦時教育令」下における国民学校の実態に関する分析
研究分担者	国谷 直己 (Kuniya Naoki) (80845834)	川村学園女子大学・教育学部・講師  (32514)	「戦時教育令」の地方への浸透の分析

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------